

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和42年岩手県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(経営の基本)				(経営の基本)			
第2条 [略]				第2条 [略]			
2 [略]				2 [略]			
3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。				3 工業用水道事業における施設は、取水施設、給水施設及びその他の施設とし、その名称、位置、1日最大給水量及び給水区域は、次のとおりとする。			
名称	位置	1日最大給水量	給水区域	名称	位置	1日最大給水量	給水区域
第一北上中部工業用水道	[略]	<u>38,600立方メートル</u>	[略]	第一北上中部工業用水道	[略]	<u>37,293立方メートル</u>	[略]
第二北上中部工業用水道	[略]	<u>48,360立方メートル</u>	[略]	第二北上中部工業用水道	[略]	<u>17,205立方メートル</u>	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成24年 5 月 1 日から施行する。